

農泊セミナー開催等業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

農泊セミナー開催等業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

農泊セミナー開催等業務委託仕様書のとおり

3 契約上限額

1,024,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 企画提案競技実施公募 | 令和7年10月30日（木） |
| (2) 質問等の受付期限 | 令和7年11月5日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和7年11月7日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年11月12日（水）午後5時 |
| (5) 結果通知 | 令和7年11月18日（火） |

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）をメールで提出すること（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

(ア) 企画書（5部）

- ・ 本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

(イ) 見積書（原本1部、コピー4部）

- ・ 宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

(ウ) 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること。

(エ) 会社概要（既存のもの）（5部）

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和7年11月12日（水）午後5時

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、上記期限に必着すること。）

⑤ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

企画提案競技質問書（別紙3）をメールにて提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年11月5日（水）午後5時

③ 問い合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

審査基準表のとおり

(5) 選定方法

複数の審査委員において、企画提案書、見積書等の書類により提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書受領後、必要に応じて電話、電子メール等にて個別にヒアリングを行う場合がある。

(6) 審査の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらずメールで通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) 前項に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者にメール等で通知する。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議（その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。）を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は精算払いとする。
- (4) 提出された資料は返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館9階）
- (2) 担当 宮崎県農政水産部農政企画課
中山間活性化担当（担当 黒木、室屋）
- (3) 連絡先 電話： 0985-26-7049
Eメール： noseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp